

昭和58年度

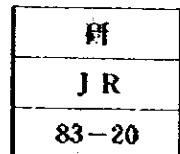
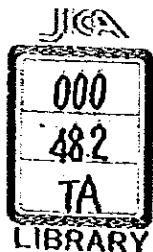
(第15回)

犯罪防止(刑事司法)コース

実 施 要 領

昭和58年8月

国際協力事業団
研修事業部



國際協力事業團	
受入 月日	'84. 6. 29
	000
	48.2
登録No.	10468 TA

昭和58年度集団研修「犯罪防止(刑事司法)コース」

研修実施要領

(1) コース名等

1. 和文： 犯罪防止(刑事司法)コース
2. 英文： GROUP TRAINING COURSE IN CRIMINAL JUSTICE ADMINISTRATION

3. 研修期間： 昭和58年9月1日～12月5日

4. 定員： 16名

(1) コースの目的

本コースは、日本及びアジアを中心とする諸外国における少年刑事司法制度及びその運営上の諸問題を検討することにより、関係諸国における少年刑事司法制度及びその運営の改善に寄与し、併せて関係各国間の相互理解と親善を図ることを目的とする。

(1) コース設立の背景

昭和36年に国際連合と日本国政府との間に締結された「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいてアジア極東犯罪防止研修所が設立され、昭和37年からアジア極東地域諸国における警察、検察裁判、矯正、保護その他の刑事司法関係機関の高級・中堅幹部職員を対象に犯罪、少年非行の防止及び犯罪者・非行少年の処遇に関する国際研修並びに高官向けセミナー等を実施することとなった。

その後多様化しつつ増大する各国のニーズに対応するため、昭和44年

JICA LIBRARY



1016901[9]

度（1969年）から本研修コースは「犯罪防止（矯正・保護）コース」、「犯罪防止（刑事司法）コース」、「犯罪防止（上級）セミナー」（高官セミナー）に分けられ、各コースを毎年1回行ない、現在に至っている。コース実施回数は設立時より、昭和58年度犯罪防止（刑事司法）コースまで、延べ64回（他に特別コース3回）に及び、「刑事司法コース」に限っていえば、昭和44年度より58年度までに15回実施している。

（N） 到達目標

青少年の社会不適応現象は、アジア・太平洋地域のみならず域外諸国においても深刻な社会問題となっている。

この現象は、もとより、各國の抱える個別的な事情に帰因するところが多いが、一般的には、これら諸国の急速な経済的発展によりもたらされた家族及び地域社会による伝統的な非公式統制の弱体化・都市化とそれに伴う大都市への人口流入、犯罪を犯す機会の増加及び価値観の多様化等によって拍車がかけられているものと考えられる。

このような状況下において、少年刑事司法制度は、いずれの国においても青少年の健全な育成を図る総合的な機構の中のひとつの中心的な制度として、より一層有効適切にその機能を果たすよう期待されているところである。

少年刑事司法制度及びその運営に関する問題については、種々の見解があり得ると思われるが、それが少年の非行防止と非行少年の改善更生という共通の目的を有するものである以上、国際研修の過程で多くの一致点が見出され得るものと考えられる。

そこで、本コースにおいては、「少年刑事司法制度及びその運営の改善に関する研究」を主要議題として、

(1) 各国の少年刑事司法制度及びその運営の実情に関する比較研究、(2) 少年非行の傾向及び原因に関する研究、(3) 少年非行防止のための有効かつ実際的な方策の研究、並びに(4) 少年刑事司法制度及びその運営を一層改善するための方策の研究を遂げ、主としてアジア・太平洋地域における少年刑事司法制度及びその運営の改善を図ることを目標とする。

(V) 研修項目及び研修方法

本コースは、主に警察官、検察官及び裁判官を対象とし、刑事司法及び少年刑事司法に関するテーマを選定して行なうものである。コースの構成はテーマについて各研修員が自国における現状と問題点及び対策について個人発表を行い、そこで提起された問題点について総括討議を行う「比較研究」、及び研修員各自が職務を行う上で直面している重要問題について数名の小グループで討議する「グループワークショップ」を柱とし、日本政府が本コースのために招へいする外国人客員専門家及び特別講師、アジア極東犯罪防止研修所教官等による講義及び裁判所、少年院等関係機関施設の見学となっている。

その詳細は下表及び付表1「見学先等受入機関及び連絡先」のとおり。

主 要 国		紙 旗 槍 成		時限起分(時間)		指導内容及び標準方法	
(A) 日本の刑事司法	日本の刑事司法制度の概要	知識	実習	視察	現地	日本の刑事司法及び少年司法制度の全般を紹介し、これについての根本的な知識を学える。	
(B) 飲米(主としてイギリス、アメリカ、ドイツ、スウェーデン)における少年刑事司法及び少年行 為の少年処遇	知識	10	8	4	2	この分野における先進的制度の制度、運営、恩恵を説明する。	
(C) 日本国における少年司法制度及び少年行 為の少年処遇	知識	2	2	2	2	日本の少年刑事司法全般を詳細に説明する。	
(D) アジア地域及び 国際社会における 刑事政策に関する諸問題	知識	2	2	2	2	広い観点に立脚した刑事政策の核心を説明する。	

主 要 事 項	課 業 構 成	時間配分(時間)	指導 内 容 及 び 指 導 方 法
(E) 参加各國における少青年刑事司法の比較研究	研究員が各國の少年刑事司法制度及びその運営を報告し、各國の比較研究を行う。	講義 4.4 現地 4.4	各國の制度、運営を比較研究することにより、これらの特徴について認識を深めさせる。
(F) 小グループによる実地研究	研究員の当面する問題を小グループの討論によって解決させる。	2.4	6~7名の研究員からなる小グループを編成し、各自の当面する問題を討論させ、その解決策を提示する。
(G) 國際少年刑事司法最優良規則についての調査	國際連合の少年刑事司法最優良規則は我が國の何に匹敵せることになり、各國の少年司法が現状如何なればならない事項について理解させる。	1.4	
(H) 日本の少年刑事司法制度の実地研究	1) 調査 2) 研究 3) 対照 4) 加設内規過 5) 社会内規過	4 4 6 8 4	
(I) 独国・スライドにより日本の少年刑事司法を説明し理解を深めさせる。 研究	1) 少年刑事司法企画 2) 調査 3) 更生保護	2 1 2	

(M) 研修員参加資格要件

General Information(G.I.)に記載の応募条件は以下のとおり。

- (1) 指定期日までに所定の手続きを経て自国政府より推薦を受けた者。
- (2) 警察庁、検察庁、裁判所、矯正施設、保護観察所、その他少年刑事司法に関連する組織において比較的高い地位を有し、その分野で最低8年間の実務経験を有する者又は、大学卒業後5年間の実務経験もしくは、それと同等の学力・経験を有する者。
- (3) 充分なる英語会話力及び読解力を有する者。
- (4) 年令50才以下の者。
- (5) 研修に耐え得る精神力、健康な身体を有する者。妊娠は無資格とする。

(N) 応募及び選考

(1) 応募割当国……20ヶ国

インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、韓国、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ビルマ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、香港、フィジー、コスタリカ、ペルー、サウジアラビア、モロッコ。

(2) 応募状況……18ヶ国25名

インド(1人)、インドネシア(2人)、シンガポール(2人)、スリランカ(2人)、タイ(1人)、韓国(1人)、中国(1人)、ネパール(1人)、パキスタン(2人)、ビルマ(2人)、フィリピン(1人)、マレーシア(1人)、香港(1人)、コスタリカ(2人)、ペルー(2人)、フィジー(1人)、サウジアラビア(1人)、モロッコ(1人)。

(3) 選考方法及び選考基準

応募割当国に対して日本大使館等を通じ配布された本コースO.I.に基づいて相手国政府から提出された要請書(A2-3 フォーム)により、O.I.記載の資格要件を選考基準として、国際協力事業団と法務省法務総合研究所国際連合協力部(アジア極東犯罪防止研修所)とが協議して候補者の入選を行う。

(4) 本年度参加研修員……18ヶ国19名

付表3.昭和68年度参加研修員リスト参照。

(V) 研修実施体制及び運営

本コースは、国際協力事業団と法務省法務総合研究所国際連合研修協力部(アジア極東犯罪防止研修所)との協力により実施運営する。

(VI) 研修及び宿泊施設

アジア極東犯罪防止研修所

東京都府中市精見町1-26 TEL 0423-62-5512

国際協力事業団東京インターナショナルセンター

東京都新宿区市ヶ谷本村町42 TEL 03-267-2311

新宿ニューサイティホテル

東京都新宿区西新宿4-31-1 TEL 03-375-6511

(X) 使用テキスト及び資料

1. 使用テキスト

(1) STATUTES OF JAPAN

- 1) The Constitution of Japan
- 2) Criminal Statutes I and II
- 3) Law for Correction and Rehabilitation of Offenders
- 4) Court Organization Law and Public Prosecutors Office Law

(2) PAMPHLETS CONCERNING JAPANESE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM

- 1) Criminal Justice in Japan
- 2) Community-Based Treatment of Offenders in Japan
- 3) Summary of the White Paper on Crime, 1982
- 4) The 1982 Police White Paper - Summary -
- 5) National Statement of Japan for the Sixth United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
- 6) Bulletin of the Criminological Research Department, 1982

(3) UNAFEI PUBLICATIONS

- 1) Resource Material Series Nos. 22, 23
- 2) UNAFEI Newsletter Nos. 48, 49, 50
- 3) Criminal Justice in Asia
— The Quest for An Integrated Approach —
- 4) Recent Activities of United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
- 5) Regional Paper presented at Asia and the Pacific Regional Preparatory Meeting for the Seventh United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
- 6) Alternatives to Imprisonment in Asia

(4) OTHERS

Public Administration in Japan

2. 資機材

16mmフィルム、スライドフィルム等

(A) 研修付帯プログラム

(1) 集合ブリーフィング

研修員の来日した翌日に、東京インターナショナルセンターにおいて国際協力事業団は、来日事務諸手続及び滞在費等の支給に係る集合ブリーフィングを実施する。

(2) 一般オリエンテーション

集合ブリーフィングを受けた後、来日日の翌週（昭和58年9月5日より9月9日）に、研修員は東京インターナショナルセンターで実施される一般オリエンテーションに参加する。一般オリエンテーションは、研修員に日本の事情を紹介することを目的としており、そのプログラムは次のとおりである。

昭和58年度オリエンテーションプログラム

日	時 間	内 容
第1日(月)	10:00~12:00	所長挨拶 事業説明
	13:30~14:15	業務等説明
	14:15~16:15	よりよい滞日生活のために
第2日(火)	10:00~12:00	日本の文化史
	13:00~14:30	日本の経済協力
	14:30~16:30	日本の人文地理
第3日(水)	10:00~12:00	日本の経済
	14:00~16:00	日本の行政機構
	16:15~17:15	日本紹介 上映
第4日(木)	10:00~12:00	日本の言葉
	14:00~16:00	日本の教育
第5日(金)	9:00~13:00	都内見学(バス)

(四) 研修の評価

本コース研修のニーズ及び成果を把握し、かつ研修員のコース内容に対する理解度を評価し、今後の本研修コースの改善に資することを目的として以下の通り評議会等を行う。

- (1) 研修参加国の国情を充分に理解すべく研修期間初期にカントリーペーパーを提出、発表させ、研修内容の改善に反映させる。
- (2) 研修員より提出させるグループ・ワークショップ用ペーパーとともに、小グループに分かれて討論を行い、研修内容の改善に反映させる。
- (3) エバリュエーションセッションを設け、研修員より本コース研修全般につきコメントを聽取するほか、個人面接を行い、研修員からきたんのない意見を聽取する。

付表一 1 見学者等受入機関及び連絡先

日	名	見学者等	受入機関	電話	住所	備考
9月21日	東京少年鑑別所	法務省 同左	03(931)1141	〒176 練馬区氷川台2		
"	法務省	同左	03(580)4111	〒100 千代田区麹町1	法務大臣 接觸訪問	
9月29日	東京少年院	法務省 同左	0286(36)8020	〒329-14 板木原町都練川町大字 森延 8475-1		
10月6日	東京鑑別所	同左	08(264)8111	〒102 千代田区神田4		
"	警視庁	警察庁	03(581)4321	〒100 千代田区麹町2		
10月7日	東京地方裁判所	最高裁判所 東京地方檢察廳	03(581)5411	〒100 千代田区麹町1	Small Gro- up Visit	
"	東京地方檢察廳	東京地方檢察廳	03(580)4111	同上	"	
10月12日	新宿警察署	警察署	03(346)0110	〒160 新宿区西新宿6	"	
"	新宿西口少年輔導所	"	"	〒160 新宿区西新宿1	"	
"	司法研修所	同左	03(813)2101	〒113 文京区湯島4	"	
"	多摩少年院	法務省 同左	0426(22)5219	〒198 八王子市緑町670	"	
"	東京地方更生保護委員会	"	03(264)8241	〒102 千代田区富士見1	"	
"	東京保護輔導所	"	"	同上	"	
"	都立尼泊爾教育院「樹明学院」	東京都 同左	0428(31)6146	〒198 駒込市新町1360	"	

日 程	見 学 先 等	受 入 機 関	電 話	在 所	備 考
10月19日	甲府刑務所	法務省 開左	0552(41)8811	〒400 甲府市惣之内町 500	
11月 1日	広島少年鑑別所	" 広島矯正管区	082(244)8888	〒733 広島市中区吉島西 3	
11月 9日	東京家庭裁判所	豊岡裁判所	03(502)8811	〒100 平代田区霞ヶ関 1	
"	サンシャインシティ	(附)アジア刑政財團	03(987)1444	〒170 恵庭区東池袋 3 サンシャイン60	
11月17日	八王子鑑定刑務所	法務省 開左	0426(22)6188	〒192 八王子市子安町 3	
"	神奈川鑑定少年院	"	0427(72)2145	〒229 相模原市小山 4	

付表-2 昭和58年度犯罪防止(刑事司法)コース研修日程

月・日	曜 日	内 容	内 容 N	備 考
9・1	木	来自		
2	金	ブリーフィング		
3	土	・		
4	日			
5	月	ショミナルオリエンテーション		
6	火	・		
7	水	・		
8	木	・		
9	金	・		
10	土	自由		
11	日	・		
12	月	プログラムオリエンテーション		
13	火	アジア研修・入門手続	自己紹介・コース説明 17:30~ 訪問レセプション	
14	水	講話 (講) 日本の刑事司法制度 所長 石川 弘 (II) 教官 田中利彦	(講) 日本の刑事司法制度 担任教官直接 (II) 教官 佐野義道	
15	木	秋の日 一		
16	金	講 (講) 日本の刑事司法制度 月左 (I) (II) 教官 佐野太朗 教官 野田章達	資料調査・外国人登校手続	
17	土	直尾山ハイキング		
18	日			
19	月	講 (講) 日本の刑事司法制度の特色 所長 石川 弘	講 1980年代における児童少年 文部省担当官 Mr. Freeman	
20	火	フィルムショウ 月左 日本の刑事司法制度と日本の保護行政	(講) 青少年問題 筑波大学教授 野田章達	
21	水	《長良》 東京少年鑑定所	(講) 法務省(法務大臣次官教官)	
22	木	講 少年刑事司法 (講) Mr. Freeman	発表会	
23	金	秋の日 一		
24	土	自習		
25	日			
26	月	講 少年犯者の背景に代る処遇方法 (講) Mr. Freeman	講 アジア太平洋地域における少年司法行政 次長 日野正晴	
27	火	講 日本における少年児童の违法犯罪 警察庁保育部少年課長補佐 米田 勉	比較研究 (個人発表) (I)	
28	水	《比・研》 (講) (I)	講 刑事政策に対するアジア太平洋地域の 貢献 館オーストラリア犯罪学研究会長 Mr. Clifford	
29	木	講 直尾山少年院		
30	金	月 上		

(講) = 講義 (講) = 講習 (講) = Mr. Freeman = 英国ロンドン大学キングス・カレッジ法学部上級講師
(講) = 各負専門家 (比・研) = 比較研究(個人発表)

月・日	内 容	内 容	考
10・1 上	自習	日本伝統芸能のタペ	
2 金			
3 月 (比・研) ⑤ ウ		目次 ① ②	ハーブコンサート
4 火	・ ③ ④	講 日本における少年刑事司法の現状と問題 教育裁判所家庭裁判 長野第一級	
5 水	講 大罪行者及び重罪行者 宿 Mr Freeman	《比・研》 朝 11	
6 木	会 勉強会開催	名 警視庁	
7 金 (比・研) 11 11		グループ別検査 ①東京地方検察署 ②東京地方検察庁	
8 上	自習	家庭訪問(《比》アジアクラブ)	
9 土			
10 月 - 体育の日 -			
11 火 (比・研) 朝 朝		《比・研》 朝 11	
12 水	《グループ別検査》 ①新宿警察署・新宿特務所 ②司法顧問所 ③多摩少年院 ④警視庁更生少年課委員会東京保護観察所 ⑤都立児童教養院「英羽学園」		
13 木 (比・研) 11 11		講 改善更生が選ばれる目的であるか? 宿 Dr Palser	
14 金 (比・研) 朝 朝 朝		《比・研》 朝 11	
15 土	自習		
16 月			
17 月 (比・研) 朝 朝		講 日本における非行少年の施設内選択 法務省矯正課長 鈴木義男	
18 火	講 カリフォルニア州伝統社会内地選 プロジェクト 宿 Dr Palser	(比・研) 朝 11	
19 水	会 申有有無会		
20 木	講 犯罪少年の処遇における処遇者と対 象者の統合化 宿 Dr Palser	比較研究-総合討議 (1)	
21 金	比較研究-総合討議 (2)	- - - (2)	
22 土	自習		
23 月			
24 月	比較研究-総合討議 (3)	講 ヨーロッパにおける少年非行の傾向及び対 処委員会 宿 Dr Kaiser	
25 火	・ ③ ④	講 日本における非行少年の社会内選択 法務省矯正課長 吉田厚一	
26 水	講 ヨーロッパの少年刑事司法制度における ダイバージンの取扱 宿 Dr Kaiser	講 少年刑事司法 東洋大学法学部長 長島 敦	

宿 Dr Palser =米国カリフォルニア州青少年少年貞と犯罪研究員

宿 Dr Kaiser =西ドイツマックス・プランク国際刑事研究所所長

月・日	曜	内 容	内 容	備 考
10・27	木	(3) 少年事件のダイバージョンの諸問題 (4) Dr. Palmer	グループワークショップ(1)	
28	金	グループワークショップ(2)	(3)	
29	土	自習		
30	日			
31	月	グループワークショップ(4)	(4) 日本における少年発行の現状と対策について 監理者少年対策本部次長 城岸博三	
11・1	火	(祝祭)		
2	水	広島及び関西地方矯正施設		
3	木			
4	金			
5	土	自習		
6	日			
7	月	グループワークショップ(5)	グループワークショップ(5)	
8	火	(6)	比較研究総合討議結果報告及び採択(1), (2)	
9	水	会 東京家庭裁判所	(4) サンキョインシティ	
10	木	比較研究総合討議結果報告及び採択 (3), (4)	目 左 (5)	
11	金	(5) スウェーデンにおける矯正と社会 スウェーデン矯正保長 Mr. Amelin	(6) 犯事司法制度における保護行政の日本 の方針 ロンドン保護委員会長 Mr. Smith	
12	土	自習		
13	日			
14	月	開 会 第4議題の討議	目 左 第5議題の討議	
15	火	第6議題の討議	第7議題の討議	少年犯事司法 に關する国連 最近基準規範 案作成のため の国泰専門家 会議
16	水	第8議題の討議	報告書起草	
17	木	会 桂春川医療少年院	(6) 八王子医療刑務所	
18	金	(6) テーマ未定 教官 鈴田 稔 国連専門家見舞防止府事司法部長	報告書採択	
19	土	開会議予備日		
20	日			
21	月	(6) テーマ未定 教官 鈴田 稔	(6) 日本の検察と少年裁判司法行政 法務省刑事長 鈴田 宏	
22	火	(6) 日本における分類制度 教官 游木翠巳	資料調査	
23	水	二、勤労感化の日		
24	木	グループワークショップ報告(1)	目 左 (1)	
25	金	グループ研修(見学先未定)		

月・日	曜	内 容	内 容	備 考
10・1	土	自習	日本伝統芸能のタペ	
2	日			
3	月	(比・研) (5) (6)	同上 (7) (8)	ハーブセンター
4	火	〃 (9) (10)	(講) 日本における少年刑事司法の現状と問題 最高裁判所家庭局長 猪瀬第一郎	
5	水	(講) 重大非行者及び再犯行者 編 Mr Freeman	(比・研) (11) (12)	
6	木	(講) 最新資料秀	(講) 監視所	
7	金	(比・研) (13) (14)	グループ監視室 ①東京地方裁判所 ②東京地方法院	
8	土	自習	家庭訪問(《朝》アジアクラブ)	
9	日			
10	月	— 体育の日 —		
11	火	(比・研) (15) (16)	(比・研) (17) (18)	
12	水	(グループ別役員) ①新宿署・新宿巡回所 ②司法研修所 ③多摩少年院 ④渋谷地方更生保護委員会東京保護役務所 ⑤都立児童教護院「筑跡学園」		
13	木	(比・研) (19) (20)	(講) 改善更生社会は効果的であるか? 編 Dr Palmer	
14	金	(比・研) (21) (22)	(比・研) (23) (24)	
15	土	自習		
16	日			
17	月	(比・研) (25) (26)	(講) 日本における非行少年の施設内待遇 法務省矯正局長 鈴木義男	
18	火	(講) カリフォルニア州巡回社会内待遇 プロジェクト (編) Dr Palmer	(比・研) (27) (28) (29)	
19	水	(講) 最新資料秀		
20	木	(講) 犯罪少年の越境における越境者と対 象者の対応 (編) Dr Palmer	比較研究-総合討議 (1)	
21	金	比較研究-総合討議 (2)	〃 〃 (3)	
22	土	自習		
23	日			
24	月	比較研究-総合討議 (4)	(講) ヨーロッパにおける少年非行の傾向及び対 処要因 (編) Dr Kaiser	
25	火	〃 〃 (5)	(講) 日本における非行少年の社会内待遇 法務省矯正局長 吉田淳一	
26	水	(講) ヨーロッパの少年刑事司法制度における ダイバージョンの取扱 (編) Dr Kaiser	(講) 少年刑事司法 東洋大学法学部長 長島 敦	

(20) Dr Palmer =米国カリフォルニア州教育青年少年局上席研究員

(22) Dr Kaiser =西ドイツマックス・プランク医療刑事司法研究所長

月・日	曜	内 容	内 容	備 考
10・27	木	④ 少年事件のダイバージョンの諸問題 ⑤ Dr Faletti	グループワークショップ(1)	
28	金	グループワークショップ(2)		
29	土	自習		
30	日			
31	月	グループワークショップ(3)	④ 日本における少年奉行の現状と対策について 経済産業省少年対策室室長 鹿野博三	
11・1	火	(観察)		
2	水	広島及び福岡地方審正施設		
3	木			
4	金			
5	土	自習		
6	日			
7	月	グループワークショップ(4)	グループワークショップ(4)	
8	火		比較研究総合討議結果報告及び採択(1), (2)	
9	水	録 東京家庭裁判所	録 サンシャインシティ	
10	木	比較研究総合討議結果報告及び採択 録 (3)	見 左 (5)	
11	金	④ スウェーデンにおける矯正と社会 スウェーデン国矯正保護委員長 Mr Amilon	④ 刑事司法制度における保護行政の将来 の方向 ロンドン保護委員会長 Mr Smith	
12	土	自習		
13	日			
14	月	開会 第4議題の討議	見 左 第5議題の討議	
15	火	第6議題の討議	第7議題の討議	
16	水	第8議題の討議	報告書起草	
17	木	録 片桐川医療少年院	録 八王子医療少年院	
18	金	④ テーマ未定 教官 田中義彦 国連事務局犯罪防止刑事司法部長	報告書採択	少年刑事司法に關する国連 最低基準規範 案作成のための国連専門家 会議
19	土	自習(予備日)		
20	日			
21	月	④ テーマ未定 教官 田中義彦	④ 日本の検察と少年刑事司法行政 法務省刑事局長 前田 実	
22	火	④ 日本における分県制度 教官 玉木理己	資料調査	
23	水	一、野方選舉の日		
24	木	グループワークショップ報告(1)	見 左 (1)	
25	金	グループ別授業(見学先未定)		

月・日	曜	内 容	内 容	備 考
11・26	土	自 習		
27	日			
28	月	グルーブワークショップ報告(Ⅰ)	見 左 10	
29	火	" (Ⅱ)	開発途上国における少年販賣 教育 我孫康生	
30	水	犯罪情勢及びアジアの刑事政策 所長 石川 弘	資料調査	
12・1	木	エパリュエーションセッション	所長による頸筋面接	
2	金	資料調査	閉会式	送別パーティ
3	土	研修員退所		
4	日			
5	月	帰 国		

付表一三 昭和58年度犯罪防止（刑事司法）研修歴シート

COUNTRY 国	NAME 名	TITLE OR POSITION 職名	COUNTRY 国	NAME 名	TITLE OR POSITION 職名
IN 在	IN 在	IN 在	IN 在	IN 在	IN 在
Burma ブルマ ミャンマー	Mr. U Kyaw Myint ウ・カウ・ミン	Deputy Director of Police, O.I.D., Insein, Yangon Division (ヤンゴン市内警察監視課副課長)	Nepal ネパール ネパール	Mr. Neelam Ahmed ニーラム・アハメド	Commissioner of Police Principal Inspector in police Schools National Police 警察学校監督課長
Myanmar ミャンマー ブルマ	Mr. U Tin Aung ウ・ティン・昂	Law Officer Grade II, Legal Section Yangon Central Law Office (ヤンゴン中央法務課法務官)	Nepal ネパール ネパール	Mr. Ramlal Prasad ラムラル・プラサード	District Judge, Chitwan District Court チトワン県地方法院判事
China 中国 新中国	Mrs. Wu Yan Bai (吳彥白) ウ・ヤン・ペイ	Officer-in-Charge, International Affairs Department, Ministry of Justice (司法省国際課長)	Pakistan パキスタン パキスタン	Mr. Nasirullah Khan ナシルラハ・カーン	District Judge, Chittagong Capital Territory Office (チッタゴン首都地区地方法院判事)
Costa Rica コスタリカ コスタリカ	Mr. Carl W. Jensen Pennington カール・W・ジンセン・ペニントン カール・W・ジンセン・ペニントン	Public Prosecutor, Supreme Court of Justice (最高裁判所検察官)	Peru ペルー ペル	Mr. Alfonso Beltrán アルフォンソ・ベルtran アルフォンソ・ベルtran	Judge of the Fourth Judicial Department, Lima Justice Department (リマ司法部第4裁判所判事)
Philippines フィリピン フィリピン	Mr. Basilio V. Tanaka バシロ・V・田中	Senior Officer, Crown Counsel (公訴官)	Philippines フィリピン フィリピン	Miss Portia T. Malabanan モルタニア・マラバン モルタニア・マラバン	2nd Assistant City Magistrate and Chief Investigation Division, City Planning Office of Manila, Ministry of Justice (マニラ市内計画課内調査課長)
Hong Kong 香港 ホンコン	Mrs. Wong Yam-lan ウー・ヨン・ラン	Chief Inspector of Police, Royal Hong Kong Police Force (警務司署副警長)	Singapore シンガポール シンガポール	Miss Ng Bee Hock ウー・ビ・ホク	Uniform Officer, Grade X, Ministry of Social Affairs (社会省官吏)
India インド ヒンドゥー	Mr. Mohan Lal (モハーン・ラル) モハーン・ラル	Additional Inspector General of Police, Government of Maharashtra (Director of Visitation (Tourism)) (マハーラーシュトラ州内視監察課長)	N Sri Lanka スリランカ スリランカ	Mr. Ranjith DeSilva ランジット・デシルバ ランジット・デシルバ	District Judge, T. Palasapura T. パラサプーラ T. パラサプーラ
Indonesia インドネシア インдонезィア	Mrs. Ward Djawantoro ワード・チャウントロ ワード・チャウントロ	Deputy Assistant to the Deputy Attorney General, "Universitas" Department, Attorney General's Office (マレーシア法務省検察官課副課長)	Sri Lanka スリランカ スリランカ	Mr. Mahawarana マハワラナ マハワラナ	Probation Officer Grade I, Department of Probation & Child Care Services (社会省社会奉仕課)
Iran イラン イラン	Mr. Xello Jin Qian (ジン・ケン) ジン・ケン	Public Prosecutor, Seoul District Prosecutor's Office (ソウル地方検察官)	Thailand タイ タイ	Mr. Jongkham ジョンカム ジョンカム	Senior Public Prosecutor, Thailand Division, Department of Public Prosecution, Ministry of Interior (内閣内調査課長)
Malaysia マレーシア マレーシア	Mr. Yatiga Idris ヤティガ・イドリス ヤティガ・イドリス	Officer-in-Charge, Criminal Investigation Department, Kuala Lumpur, Royal Malaysian Police (マラッカ州内視監察課長)			

付表-4 犯罪防止(刑事司法)コース国別研修員参加実績表

国名 \ 年度	年度														計
	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
アフガニスタン			1	1	1	1	1	1		1	1				8
バングラデシュ						1		1	1	1	1	1	2	1	9
ビルマ								1							1
インド				1	1	1	2	1		2	1	1		1	11
インドネシア	1	2		1	1		1	1	1		1	2	1	1	13
クメール					1	1									2
ラオス	1	1	1	1	2	1									6
マレーシア	1	1	1	1				1	1		1	1	1	1	10
ネパール	1	1					1	1	1		1	1	1	1	9
パキスタン	2		1	1		1	1			1	2	2			11
フィリピン	2		1	1		2	1	1	1	1	1	1	1	1	14
シンガポール	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	15
スリランカ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
タイ	3		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
ベトナム			1		1	1									3
韓国	1	1	1	1		2	1	1	1	1	1	2	1	1	15
台湾	1		1												2
ミクロネシア															1
パプアニュ・ギニア									1		1	1			3
トンガ									1						1
西サモア									1						1
斐济										1		1			2

国名 \ 年度	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	計
イ ラ ン	2	1		1	1		1	1	1	1	1	1			11
イ ラ タ								1	1	1	1	1			5
トルコ												1			1
香 港													2	1	3
バ ナ マ									1						1
ブ ラ ジ ル										1	1			1	3
チ リ													1		1
ス ー ダ ン												1		1	2
タンザニア													1		1
	12	12	10	12	12	13	12	15	14	14	16	18	18	14	192

JICA